



出産サポートタクシー利用助成事業

対象となる内容

- ・令和7年4月1日以降に利用した、領収書等（レシート可）があるもの
- ・妊娠36週目以降から産後1月までの健診と分娩（7往復14回分上限）の際に市内タクシー事業者を利用したタクシー利用料（島しょ部から利用の場合は、しまなみ海道通行料も含まれます）

対象者 以下の条件を全て満たす今治市民

- ・健診、分娩や申請の際に今治市に住民票がある妊産婦
- ・夫婦共に申請日において市税の滞納がない
- ・夫婦共に申請日において暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号）に規定する暴力団員等でない
- ・夫婦共に申請日において生活保護を受けていない

助成額の考え方

- ・助成額は住んでいる地区で上限額が異なります。下記一覧参照。
- ・里帰り出産等で夫婦の両親又は祖父母の家（実家等※）を一時的な生活の場とした場合、実家等を助成額の算定根拠の住所地にすることができます。追加で夫婦と実家等の住民の続柄がわかる戸籍を提出してください。※市内にある実家等に限りません。

住所地区毎の助成上限額（片道分）

吹揚小学校区 1,300円	別宮小学校区 1,200円	常盤小学校区 1,100円	近見小学校区 1,800円	立花小学校区 1,500円
鳥生小学校区 1,700円	桜井小学校区 2,900円	国分小学校区 2,400円	富田小学校区 2,200円	清水小学校区 2,200円
日高小学校区 1,700円	乃万小学校区 2,100円	波止浜小学校区 2,500円	朝倉支所管内 4,100円	玉川支所管内 3,600円
波方支所管内 3,400円	大西支所管内 3,600円	菊間支所管内 6,300円	吉海支所管内 7,500円	宮窪支所管内 8,600円
伯方支所管内 12,700円	上浦支所管内 13,100円	大三島支所管内 14,700円	関前支所管内 1,300円	

必要書類

- ・母子健康手帳の「居住地」、「妊娠中の経過」、「産婦健診」の記載箇所の写し
- ・タクシーの領収書等（利用日のわかるもの）
- ・実家等の住民と夫婦の続柄がわかる戸籍（住所地を実家等にする人のみ）
- ・出産の予定で病院に行ったものの出産に至らず帰宅した場合は、医療機関にかかったことがわかる領収書等の写し

申請期間 ※令和7年度分

令和7年4月1日～令和8年3月31日利用分を、令和8年3月31日まで

※同一年度の領収書は1回にまとめて申請してください。（同一年度内の再申請はできません）

申請書提出先 こども未来課または各支所住民サービス課

問合せ先 こども未来課 こども政策係 ☎0898-36-1529



市ホームページ